

# 大麻取締法（概要）

## 1. 制定経緯等

わが国で大麻は、昭和5年に施行された旧麻薬取締規則において印度大麻草が「麻薬」として規制されてきた。戦後、GHQにより一旦は大麻草の栽培等の全面禁止が命じられるも、国内に存在する麻農家を保護するため、政府は**昭和23年「大麻取締法」を制定し**、農家が取扱っていた**大麻を医療関係者の取扱う麻薬と分けて規制し**、許可を受けた者のみが大麻を取扱える「**大麻取扱者免許制度**」を創設した。

大麻は、1961年の麻薬単一条約において、最も危険性の高い麻薬である「ヘロイン」と同様の規制がかけられ、国際的に厳しく規制されている。（世界で最も濫用されている薬物である）

【不正に栽培された大麻】

【正規に栽培された大麻】



## 2. 大麻とは（第1条）

大麻とは、**大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品**をいう。

ただし、**大麻草の成熟した茎**及びその茎から作られる繊維等の製品（樹脂を除く。）と**大麻草の種子**及びその**製品**は規制対象から除かれる。

## 3. 大麻取扱者（第2条）

種別	目的	行為	譲渡	持ち出し
大麻栽培者	繊維 1・種子 2の採取 1 しめ縄、衣類 2 七味、鳥の餌	栽培	<b>大麻取扱者に対してのみ認められる</b> （法第13条）	<b>原則栽培地内</b> に限る 知事許可により栽培地外へも持ち出し可（法第14条）
大麻研究者	研究 植物学的研究、薬理学的研究、化学的研究、大麻の鑑定	栽培使用	<b>原則禁止</b> 大臣許可で他の大麻研究者に対してのみ可（法第16条）	研究計画の範囲内であれば可

（参考）

昔から、大麻の繊維は衣類や神社のしめ縄等に利用されてきたが、化学繊維の台頭による需要の減少や栽培者の高齢化により、大麻栽培は衰退。大麻取締法が施行された昭和23年以降、大麻栽培者免許者数が最も多かったのは昭和29年の約3万7千人で、現在はその約1,000分の1以下の33人（平成26年末）。栽培面積は6ha（平成26年末）で、昭和23年以降で最も多かった約5千ha（昭和27年）の約800分の1。

# 大麻取締法（罰則・医療目的での大麻使用）

## 1. 禁止行為（法第3条、第4条）

### （1）大麻の栽培、所持、譲受・譲渡等は原則禁止（免許制）

我が国では、都道府県知事の免許を受けた大麻取扱者のみが大麻の栽培、所持、譲受・譲渡等を認められており、大麻取扱者以外のこれらの行為については罰せられる。

研究のための使用は大麻研究者のみ可能。 / 輸出入については大麻研究者のみ大臣許可で可能。

### （2）大麻から製造された医薬品の施用は何人も禁止

**研究であっても、医薬品の開発を目的としての人への臨床試験は認めていない。**

ただし、大麻の主成分であるTHC(テトラヒドロカンナビノール)を含む、**化学合成したカンナビノイド**(大麻成分の総称)は麻薬及び向精神薬取締法上の麻薬であるため、**研究可能**。

THCは大麻の葉や穂に含まれ、**幻覚作用、記憶への影響、学習能力低下等**を生じさせる。

最新の研究で、THCが、**人体における神経回路の成長阻害作用**を有することが明らかとなった。

## 2. 罰則（法第24条、第24条の2）

態様	罰則
栽培 / 輸出入	単純: 7年以下（営利: 10年以下 + 300万円以下の罰金）
所持 / 譲渡譲受	単純: 5年以下（営利: 7年以下 + 200万円以下の罰金）

# 大麻の管理の徹底について(通知)

## ・大麻の管理の徹底について

(平成28年11月8日薬生監麻発1108第1号監視指導・麻薬対策課長通知)

**免許付与は、慎重かつ十分な検討の下に判断  
大麻の管理徹底に最大限努める**

【補足】

大麻パンフレット

**ご注意ください！ 大麻でまちおこし！  
～大麻の正しい知識で正しい判断～**

平成28年11月発行



# 危険ドラッグ対策

**ネット販売対策**: 危険ドラッグ取引に使われていると判断されるサイトを特定し継続監視。  
うち営業中と見られるサイトについて、**捜査を強化**していく。

- ・ 303サイトに削除要請を行い、247サイトを閉鎖(26年12月～28年7月)

**水際(輸入)対策**: 平成27年2月に、税関と危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を決定。  
平成27年4月に**初の検査命令を発動**。実質的に輸入を差し止め。(平成28年11月末現在、66件)

**指定薬物への迅速な指定**: 指定に関する手続きを省略する等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定。  
平成26年4月時点1,370物質 平成28年11月末時点で 2,351物質

- ・ 指定までの期間を短縮  
審議会の開催後速やかに告示。10日後に施行。
- ・ 一酸化二窒素を指定薬物に指定。
- ・ ミトラガイナ・スペシオーサという植物を指定薬物に指定。サルビア・ディビノラム以来の指定。

---

**【参考】平成26年11月に議員立法として成立した医薬品医療機器法(同年12月施行)のポイント**

指定薬物の疑いがある物に幅広く検査命令・販売停止命令をかけられるよう、対象を拡大  
検査命令対象物品を告示することで販売等停止の効果を広域化  
広告中止命令の追加

インターネット対策の強化: プロバイダへの削除要請、削除したプロバイダの損害賠償責任の免責規定の創設